

飯能市飲食店納入事業者支援金

埼玉県による営業時間短縮の要請を受けて飲食店が時短営業や休業をしたことにより、売上が減少している、市内の飲食料品等の納入事業者を支援するため、**10万円**の支援金を給付します。

対象事業者

- ・飯能市内に主たる事業所を有する中小法人及び個人事業主（中小企業等経営強化法第2条第2項に定める中小企業者等）
 - ・営業時間短縮要請の対象飲食店に飲食料品、割り箸、容器（食器は除く）、おしぼり等（備品は除く）を納入していること
- ◆対象外となる事業者
- ・飯能市暴力団排除条例に規定する暴力団・暴力団員
 - ・政治資金規正法に規定する政治団体
 - ・宗教上の組織又は団体、その他趣旨に照らして適当ではないと市が判断する者

支給条件

令和3年1月～令和3年3月のいずれかの月の売上が、前年同月と比較して20%以上減少していること

※事業を開始した日から3か月以上1年1か月未満であっても、別に定める条件を満たす場合は、支給を受けられます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期間

令和3年3月1日（月）～令和3年6月30日（水）

申請書類

- ①申請書兼請求書（裏面が誓約書になっています）
 - ②2020年分の確定申告書の写し（裏面を参照） ※ただし、申告が済んでいない方は2019年分でも可
＜法人＞法人税申告書と法人事業概況説明書の写し
＜個人事業主＞確定申告書B（第一表）と青色申告決算書又は収支内訳書（白色申告の方）
 - ③飲食店に飲食料品等を納入していることを証明する書類（納品書等の写し等）
 - ④売上減少を証明する書類（帳簿の写し等、売上の減少が確認できる書類）
 - ⑤振込口座が分かる通帳の写し（銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるページ）
 - ⑥個人事業主の場合は本人確認書類（運転免許証や個人番号カードのコピー等）
- ※振込口座は、法人は法人名義、個人事業主は事業主名義に限ります。
※申請書兼請求書は、ホームページからダウンロードできるほか、市役所産業振興課、各地区行政センター、飯能商工会議所にも置いてあります。

申請方法

申請書類を揃えて、**郵送**により下記へ提出

【郵送先】 357-8501 飯能市大字双柳1番地の1

飯能市役所産業振興課 飲食店納入事業者支援金担当

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送提出にご協力ください。

【問い合わせ】 飯能市役所 産業振興課 電話 042-986-5083（直通）
飯能商工会議所 電話 042-974-3111

<添付書類・確定申告書の写し>

※2020年の確定申告が済んでいない場合は、2019年の申告書を提出してください。

○法人

【法人税申告書】

【法人事業概況説明書】

○個人事業主

【確定申告書B（第一表）】

【青色申告書決算書】

【収支内訳書】